

**香南地域の道の駅に係る官民連携再整備事業
特定事業選定について**

令和 7 年10月

高松市

第1 特定事業の選定に係る評価の趣旨

高松市（以下「市」という。）は、香南地域の道の駅に係る官民連携再整備事業（以下「本事業」という。）について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第5条第3項の規定により、令和7年10月16日に香南地域の道の駅に係る官民連携再整備事業実施方針（以下「実施方針」という。）を公表した。

本事業について、PFI事業として実施することが適切であると認める特定事業であるか、評価を行った。

なお、本資料で用いる用語は、特段の定めがない限り実施方針の定めに従う。

第2 選定の基準及び評価の方法

1 選定の基準

本事業を特定事業として実施することにより、本市が自ら事業を実施する場合と比べ、事業期間を通じて、効率的かつ効果的に実施できることを選定基準とした。

2 評価の方法

本事業では、施設の所有権を公共団体が有したまま、民間事業者が施設を改修し、管理・運営する「RO（Rehabilitate Operate）方式」及び、その運営についてPFI法に基づき、施設の運営権を民間事業者に設定する「公共施設等運営方式」とすることで、民間事業者の創意工夫による事業展開と、持続可能な運営形態の確保を目指すことから、事業の実現可能性や収益性、また地域への波及効果など定性的部分も含め総合的に評価を行うこととする。

第3 評価内容

本事業を特定事業として実施することにより、次の効果を期待することができる。

- 1 香南地域の道の駅のにぎわい創出及び地域活性化を図ることができる。
- 2 香南地域の道の駅が、地域の拠点として持続可能なまちづくりを図ることができる。
- 3 民間事業者が持つ独自のビジネスモデルの立案、施設の維持管理・運営に関するノウハウを最大限活用することができる。
- 4 改修等整備に係る設計・工事、維持管理・運営を一括して民間事業者に発注することにより、施設の維持管理・運営を見据えた整備が可能となり、施設の利便性・機能性の向上が期待できる。
- 5 公共施設等運営権制度を採用することにより、多様な利用者を反映した質の高い

サービス提供や、需要に応じた利用料金設定を柔軟に行うなど、安定的で自由度の高い施設の運営が可能となることが期待できる。

- 6 公共施設等運営権の設定後は、維持管理や運営は民間事業者の負担となるため、指定管理料に代表される市の維持管理・運営費用の縮減が期待できる。

また、民間事業者の提案次第では、民間事業者から公共施設等運営権対価を得ることも期待される。

- 7 事業期間を15年以上と長く設定しているため、指定管理者制度より長期間の事業期間となり、民間事業者の安定的な事業運営が可能となる。

第4 結論

本事業は、PFI事業として実施することにより、評価内容に提示した様々な効果が期待できる。よって、本事業をPFI事業として実施することが適切であると認め、PFI法第7条の規定により、特定事業として選定する。